

経営支援センター事業 経営革新アドバイザー派遣事業運用要領

(平成15年8月1日)

「県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「建設業者」という。）」が行う経営革新（経営基盤強化、新分野・新市場開拓等）の取り組みを支援することを目的に平成15年8月1日に設立した社団法人岩手県建設業協会経営支援センターの「経営革新アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」派遣事業に関して必要なことを定める。

- 1 アドバイザーは、建設業者が行う、企業合併連携等協業化、新分野・新市場開拓、新技術・新工法開発等の各分野において、具体的な取り組みを考えている企業の要請に基づいて、問題点解決に必要な活動を行う。
- 2 活動の内容は、建設業者の具体的な取り組みにおける、情報、知識や技術、技能面などの問題に対し、問題点の解決に資する実践的な事項とする。
- 3 具体的な取り組みについて問題点を抱えている企業は、【別紙】「アドバイザー派遣要請書」により、経営支援センターにアドバイザー派遣の申し込みを行う。
- 4 経営支援センターは、問題点の解決に資するために適切と考えられるアドバイザーを企業に派遣する。
- 5 アドバイザーは、問題点の解決のために必要な指導・助言、関係機関との協議、調査研究等を行う。
- 6 アドバイザーの謝金は、5の活動に要した時間に基づいて算定した金額の3分の2に当たる金額を1件当たり30万円を限度として支給する。活動に伴う交通費・宿泊費等は岩手県の一般職の旅費規程に準じて別途支給する。
- 7 謝金および交通費・宿泊費等は、当月分を毎月末にアドバイザーが指定する口座に振り込むことにより支払う。ただし、その日が金融機関の休業日の場合は、前日に振り込むことにより支払う。
- 8 アドバイザーは、相談（指導）の都度、【別紙】報告書により活動内容を報告するものとする。
- 9 アドバイザーは、支援事業の実施により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。
- 10 この要領により難しい特別の事情がある場合は、その都度、社団法人岩手県建設業協会長がこれを定めるものとする。